

「NO!監視」ニュース

第一五号

監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦・北野弘久・田島泰彦
福島 至・村井敏邦

連絡先 〒164-0012 東京都中野区本町 6-22-16-805
Tel 03-5328-0656 Fax 03-5328-0657

私は、防衛庁職員を相手としたある訴訟の代理人として、その訴訟に関する調査の目的で、2001年12月に、防衛庁



齋藤 裕さん

防衛庁リスト訴訟新潟地裁判決とその問題点

弁護士・齋藤裕さん

第11回研究会を開催し、新潟県弁護士会の弁護士・齋藤裕さんに、「防衛庁リスト訴訟」について報告していただき討論しました。この訴訟は、2002年9月に、齋藤さんご自身が原告になって、防衛庁（当時）が情報公開請求者のリストを作成し幹部自衛官の間で回覧していたことを、防衛庁によるプライバシー侵害・不法行為として訴えたものです。

監視カメラ規制を考える

第11回研究会 06年6月7日

に対して会議費などに関係する文書の開示請求を行いました。請求書には住所と氏名だけしか書いていません。ところが、その訴訟の相手方の自衛官の代理人から「齋藤先生は防衛庁に対して情報公開請求をしたでしょう」と言われたのです。私は、情報公開請求したことを相手方に全く言っていないので、非常にびっくりしました。相手方はなぜ知っているのかと疑問に思っていたところ、2002年の5月頃に、毎日新聞が「防衛庁が情報公開請求者についてリストを作っていて、

それが幹部自衛官の間で回し読みされていた」と報道したのです。

新聞社に問い合わせたところ、私の情報もあって、「齋藤裕、弁護士（OB）」と書いてあるといわれたのです。OBというのは、オンブズマンのことらしい。私は、新潟市民オンブズマンという団体のメンバーでしたが、請求書には弁護士ともオンブズマンとも書いていないのになぜわかったのか不思議でした。情報の入手経路も問題だし、リストもかなり広範囲に流されたのではないかという疑惑ももちました。

このリストには、この他にも、「反戦自衛官」「反基地運動の象徴」と書かれた方々もいるのです。

実態を隠蔽した「調査報告書」

この報道を受けて、防衛庁はこの問題の「調査報告書」を出しました。そこでは、リストは、自衛隊に対する情報公開業務の円滑な遂行のために必要だと判断したA三等海佐が個人的につくったものであり、陸幕、空幕、内局、調査隊や保全室などの職員に配布されたが、あくまで配布は個人的なものだった、とされています。

ます。

これは非常に問題があるということ
で政治問題になり、国会でも追及され
ましたが、途中でうやむやになってし
まいました。私は、防衛庁の「報告書」
にも納得することができませんでした
ので、実態の解明をはかるということ
で訴訟を起こしました。

リスト作成はプライバシー権・思想 の自由・知る権利の侵害と追及

訴訟において、事実に関する争点は、
①リスト作成の目的が情報公開業務の
円滑な遂行目的か思想・信条調査目的
か、②リストの作成・配布は個人的な
ものだったか組織的なものだったか、
でした。また、法律上の争点は、リス
トの作成・配布が、プライバシー権を
侵害するかどうか、思想の自由を侵害
するかどうか、知る権利を侵害するか
どうか、でした。

まず、前者の①については、こちら
の方には全く証拠がないのでいろいろ
な間接事実をつみあげていくしかな
く、かなり苦しい状況でした。

リストが調査隊と保全室にいつてい
るところから、思想・信条調査目的で
はないかと私たちは主張しました。

調査隊の役割は、自衛隊の指揮官が
作戦上の行動方針を決定する時に提供
するための各種の情報の収集や事態の
予測をすることとされています。

また、保全室の役割は、秘密保全・
隊員保全・施設保全といわれ、防衛機
密が外部に漏れないようにする、自衛
隊員が外部の怪しい団体や宗教団体か
ら影響をうけないようにする、反戦思
想がはびこらないようにする、など
です。だから自衛官以外の一般市民の活
動についても情報収集しているわけ
です。そして、公安調査庁や外部の情報
機関と提携して国民の思想とか結社の
活動に関わるような情報をも集めてい
ます。この保全室にリストが渡された
回数が一番多いのです。

このような調査隊や保全室にリスト
が渡っているということは、そもそも
思想・信条の調査が目的ではないかと
主張したのです。

さらに、「オンブズマン」とか「反
基地運動の象徴」とかとリストに記載
することがなぜ情報公開業務に役立つ
のか追及しました。防衛庁側は、請求
者の特性を収集することは情報公開業
務を進めていく上で非常に役に立つ、
と主張しました。しかし、リストを作

ったAの尋問で「オンブズマン」や「反
基地運動の象徴」という記載が情報公
開業務を進めていく上で役に立つのか
と質問すると、「役に立ちません」と言
うのです。役に立つはずはないのです。

また、②については、証拠上は組織
的に作ったということを見せるもの
はなかったのです。しかし、Aはリス
トを自宅のパソコンを使って作って
いたのではなく、防衛庁内で備品のパソ
コンを使って勤務時間中に作っていた
のです。上司も知っていたし、転勤時
には上司にそのリストを渡したので
す。こういうことからして個人的な行
為ではありえないと主張しました。

次に、法律上の争点についてです。
プライバシー権を侵害するかどうか
については、訴訟を提起した時点では、
弁護団の中から、この点については難
しいのではないかとという意見もでて
いたのですが、「早稲田大学江沢民講演
会名簿提出事件」の最高裁判決（20
03年9月12日）がでて、裁判所も最
低限プライバシー侵害は認めるので
ないかという状況になりました。

次に、思想の自由を侵害するかどう
かについてです。私たちは、リストに
記載されている内容をみれば、思想・

信条を調査するために個人情報を集めていたのは明らかではないか、このような調査自体が違法であり思想・信条の自由を侵害するのではないかと主張したのです。

さらに、知る権利を侵害しているかどうかについては、これは情報公開請求をきっかけにしたリスト作成なので、知る権利の侵害だと主張しました。

防衛庁の主張を鵜呑みにした判決

新潟地裁は、2006年5月11日に、防衛庁に対して、10万円の慰謝料と2万円の弁護士費用を命ずる判決を言い渡しました。

しかし、理由付けは最悪でした。事実に関する争点の①について、判決は、思想・信条調査目的でリストを作成したという直接的な証拠がないことをもって、国側の主張を容れ、情報公開業務を円滑に遂行するためであったと認定しました。また、②についても個人的なものだと認定しました。防衛庁が作った「調査報告書」の内容を鵜呑みにした判決です。そこが今回の判決の大きな問題点だと思います。

次に、法律上の争点についてです。裁判所は、リストの交付はプライバシー

シー権の侵害であると認めているのですが、リストの作成については組織的ではなく個人的であるからとしてプライバシー権の侵害を認めませんでした。リストを作成しても、それが誰かに漏れなければそれでよいというのは、非常に問題があります。

そもそも、旧行政機関個人情報保護法自体が目的外で個人情報書かれたリストを保有することは違法だとしているのですから、それが民事上は違法ではないということになれば非常に問題です。さらに、正当な目的に沿わない個人情報まで保有しているのは、正当な目的以外に使われる可能性があると考え、その段階で規制しなければならぬのではないのでしょうか。国家権力が個人情報を保有することに関しては、厳しく考えていかなければなりません。

次に、思想の自由の侵害について。判決は、リストの作成・配布だけでは漠然とした不安感を抱かせるだけであり、いまだ思想の自由の侵害があったとはいえないとしています。しかし、思想・信条の自由は、国家権力が、ある人がこういう思想・信条をもっていると認識したところからスタートし、

そこから差別や弾圧が始まるのであって、スタートの時点で国家権力がそういうことを許してはなりません。思想・信条の自由は、民主主義が成り立つためには大前提ですから、徹底的に保護していかなければならないと思います。それがあって初めて国家権力が思想・信条の故に国民を差別しない、逮捕しない、弾圧しないということが保障されるのではないのでしょうか。

さらに、判決は、知る権利の侵害についても認めませんでした。

判決は、知る権利については、いまだ憲法上明らかに保障された権利とまではいえない、けれども、情報開示請求権については具体的権利性が認められているとしています。だから、情報公開法にもとづく情報開示請求権の行使を妨げること、行使したことによって不利益な扱いを行うことは許されないとはいっています。けれども、判決は、原告である私がまだ不利益を受けていないであろうということです。

しかし、判決は、情報公開請求をきっかけにしてプライバシーの侵害があったとして損害賠償を命じているのですから、それは不利益があったのであ

り、知る権利の侵害があったとみるべきです。知る権利というのは、民主社会を成立させるためには大前提になるような重要な権利ですから、最大限守っていかねなければなりません。

ところで、陸上自衛隊と内局が作成したリストにも私の情報は載っている、それも問題にしたのです。

そのリストには受付番号と「文書〇〇、これは弁護士がやった」と記載されているが、私の名前は書いていない。しかし、この受付番号は開示請求書の番号と同じなので、二つを照合すれば誰が開示請求したのかはわかるわけです。にもかかわらず、判決は、リストには名前が記載されていないことをもってリストの作成・配布についてプライバシー権の侵害を認めませんでした。

新潟地裁の判決は、思想の自由の意義や知る権利の重要性についての認識に欠けていたと思います。

私たちは、防衛庁リスト問題は、共謀罪制定の動きなど監視社会化が進むなかで、権力が個人情報握ることの危険性を示すものとして徹底的に追及していくべきものだと考え、控訴しました。

—— 討論 ——

田島泰彦さん（上智大学教授） リ

ストの作成は、情報公開法の趣旨からみるとかなりはずれています。法律的には、知る権利の侵害だという構成は大事だと思えますが、もう少しストレートに情報公開法の制度、原則からはずれた違法なものだという構成をする余地はないでしょうか。

齋藤さん 一番ではその点に重きを置いた主張はしていませんでしたが、違法性をかなり強める方向になると思うので、控訴審では主張しないといたないと思います。

武藤糾明さん（弁護士） 知る権利の侵害という主張についてですが、例えば、情報公開請求したら自分の身辺が洗われてしまうというような萎縮効果が働き、請求を抑制することになる、こういうかたちでの知る権利の侵害だといえると思います。

また、私は、知る権利も自由権の部分ではないかと思う。憲法上の当然の権利の行使によっていささかも不利益を受けない自由権的な権利だといえるのではないのでしょうか。

永見寿実さん（弁護士） 判決は、リストの作成それ自体については違法

性を認めなかったのですが、しかし、情報公開請求者の住所・氏名以外の情報を収集することは、業務に関わらない情報を収集したという意味で目的外収集であり、これは、プライバシーの侵害になるのではないのでしょうか。

国民個人の思想・信条を含む個人情報や国民の同意も得ないで国家権力が収集していること自体が許されるのか否か、そういう重要な問題です。

清水雅彦さん（明治大学講師）

判決は、自衛隊の国民に対する調査活動を組織的ではないとしたのですが、自衛隊法の趣旨からいえば、自衛隊法3条等の本来任務に反するから不法な活動だといえると思います。

国のレベルでのそういう活動にどう歯止めをかけるかが問われる問題ですね。

齋藤さん 根本的には軍隊が存在するからこういうことが起こるわけで、軍隊を認めるか否かという問題にまでつながるのではないかと思えます。

カンパをお願いします

郵便振替

口座番号 00140 - 9 - 498989

口座名 監視社会を拒否する会



櫻井 光政さん

この情報には、1999年5月の数日間、中国・四国地方の特定の設置地点

第12回研究会では、櫻井光政弁護士から、愛媛県警によるNシステム（自動車ナンバー自動撮影システム）情報の漏えい問題（2006年3月に発覚）を報告していただきました。

櫻井さんは、Nシステムの設置・運用によるプライバシーの権利侵害の問題に取り組み、国を相手手にしてNシステム訴訟（1998年提訴）を起こしてこられました。

愛媛県警の警察官のパソコンから10万件のNシステム情報が漏えいしたということが、06年3月16日に毎日新聞のスクープで明らかになりました。

監視カメラ規制を考える Nシステム―愛媛県警による情報漏えい問題について

弁護士・櫻井光政さん（一矢の会・代表）

第12回研究会 06年7月20日

を通過した「なにわ」ナンバーの全車両の通過時刻とナンバーが含まれていました。この情報は警察官個人の私物のパソコンに保存されていきました。しかもいろいろな情報が流出してしまうといわれていたファイル交換ソフト「ウイニー」と一緒に保存されていたということとです。その他にも時間距離計測システム（Tシステム）の情報がNシステムの情報とリンクされていることが、漏えいした情報からわかりました。実はTシステムもかなり以前から監視の役割をしていたのです。

「情報管理は万全」「データは破棄」―虚偽だった国・警察の弁明
問題となっているのは、情報の管理がきちんとされていないということとです。愛媛県警の弁明を聞いても警察官の「心構え」の問題とされていて、「情報はきちんと扱えよ」と言えばみんなが守るものだと思うという馬鹿

な話です。むしろ管理のシステムがないことが異常だし、個人のパソコンにデータをそのまま入れることを許していること自体が問題なのですが、愛媛県警は、そういうことにはまったく触れていません。

国はNシステム訴訟第一審において、「情報の管理については、アクセスできる職員を限定し、一定期間が過ぎたらデータを破棄するなどの措置を講じているので管理は万全である」と言ったのです。ところが今回明らかになったのは、アクセスできる職員を限定しても、その職員を通じて誰でもデータを引き出せるということとです。これでは情報が流出しないように管理しているとはいえません。

それから、2006年の段階で1999年のデータが使用されているということとです。私たちがNシステム訴訟を提起した1998年はNシステムが本格的に稼働してから7年くらいしか経っていません。そのときに国は、「一定の期間がきたらデータは破棄している」と言っていたのですが、7年前のデータがそっくり残っているということは、当時本当に廃棄されていたデータがあったのかという疑いが生じま

す。「一定期間」というのはどれくらいの間なのかについて、「限られた人」の階級と人数について、国は当時もぜんぜん明らかにしませんでした。私たちは、「本当にきちんとデータの管理をやっているのなら、どのようにやっているのかを明らかにすべきだ」と主張しましたが、「その必要はない」ということでした。裁判所もそれを要求しませんでした。今回の事件で、国や警察の弁明が信頼できないことが明らかになりました。

第二次訴訟を準備

そこで旧Nシステム訴訟弁護団として対応を考えたのですが、まず一矢の会で議論してきました。その結果、情報を漏えいされた人たちをできるだけ原告にしたいと考えました。自動車のナンバーが明らかになつていきますので、陸運局に行つて百何十件かの自動車の登録事項証明書を取り、その当時の所有者、使用者にダイレクトメールを送りました。「あなたの情報がこのように漏れていきます。私どもは訴訟を起こしたいと考えています。ご協力ください」ということで送ったのですが、残念ながら応じてくれる人がいませ

ん。7年前のことですから、転居されたりしていて、4割くらいの方には届きませんでした。

致し方ないので旧原告団で訴訟を提起するかどうかを検討しなければならなくなっています。全国的に写真を撮りまくっているNシステムですから誰でも原告になれるのですが、せっかく情報が漏れた人がいるのだからもう暫く原告を募ることをやってみようか、請求についても差し止めでいくのか損害賠償でいくのか、これらを検討しているところです。

—— 討論 ——

田島泰彦さん(上智大学教授) 情報が漏れいした当事者ではない人も原告になれるのですか。

櫻井さん 当事者でなくてもいいのです。自動車を使用している人であれば必ずどこかで撮影されているはずですから、日常的に撮影されていること自体が非常に不快である、しかも情報の管理もきちんとされていない、そういうもので撮影されているのは不服である——こういう形での訴訟であれば誰でも原告になれるのです。

事務局 第一次訴訟の判決はどうだ

ったのですか。

櫻井さん まず肖像権の侵害については認められませんでした。写真撮影をして画像として保存をしているとまでは認められないのです。それから、自由に移動する権利とか自己情報コントロール権については、判決は直接は答えませんでした。たしかに網の目のようにNシステムが張りめぐらされて、しかも情報を保存されるということになると、場合によっては人権侵害の可能性があるという指摘はしました。ただ、結論としては、Nシステムの目的は犯罪の抑止であり情報を厳しく管理したうえで写真撮影することは許されるという判断でした。その判断の根拠になつていたのは、国が主張していた厳重な管理システムが構築できているということだったので。今回これが事実によって否定されました。それからNシステム自体が当時は400台から500台でしたが、今では倍以上に増えていて、しかもTシステムもリンクされているということになります。網の目のように張りめぐらされているというのは特に都心部では誇張ではありません。

浜島望さん(一矢の会) 警察の力

メラでは「Nもどき」というのが各県警によって初動捜査支援システムとして使われています。すでに200〜300箇所があります。

櫻井さん カメラで無差別に撮り、その中から「なにわ」だけをピックアップして検索できることはまさにプライバシーの侵害です。警察官が目で見ているのは全く違います。それを裁判所もわかっていないし、国などは意図的に「警察官が目で見るのはよくてカメラではなぜ悪いのか」と言いますけれども、大違いですね。

齋藤裕さん（弁護士） 警察にNシステムの情報公開請求をしても、「捜査に支障がある」といわれませんが、どういう「支障」があるのですか。

櫻井さん いや無いですよ、そんなもの。

渡辺千古さん（弁護士） 愛媛県警の今回の釈明書では「通過車両データの出力を一定の重要事件捜査の場合に限定」する、となっています。

櫻井さん 何が「重要」ということですね。そもそも出発点の目的が盗難車両の捜査ですから、もうすでに重要性の要件を欠いています。しかも盗難車両の捜査でどれだけNシステムが有

効だったか一切明らかにしていないのです。全然有効ではない。やはり他に目的があるからやっているわけです。それを指摘されるようになったので、警察は、盗難車両中心から重大犯罪の捜査のためというように重点を移してNシステムの有効性を報道させてアピールしました。そして、Nシステムは実は重大な犯罪の捜査に有効な手段なのだと言伝するようになりました。

櫻井さん 商店街の監視カメラで撮影され保存されたデータについては逐次消去されていくけれども、それをデータの状態で警察の方に転送するようにして、それをどう活用するかは警察の自由だという運用は十分ありえます。

警察が、商店街に限らずいろいろな所で「カメラを設置するように警察に要請して下さい」と強く働きかけているようです。強いプレッシャーをかけて警察とは仲良くした方がいいのだと思わせておいて、「住民の要望により設置することにしました」とするやり方です。

田島さん 商店街にできない場合には、世田谷区のように、住宅に監視カ

メラを付けて録画させて、それを警察に提出させる。

清水雅彦さん（明治大学講師） 行政が条例をつくり計画を立てて予算をつけるという形で監視カメラを設置することもあります。世田谷区の場合には、最初はオウム対策でのりだしたのですが、いつのまにか安全・安心まちづくり、防犯対策に移行してしまいました。

櫻井さん さらに高速道路ではETC（自動料金収受システム）が普及してきましたが、ETCというのは車の情報ですから、それが警察に提供されるようになっていきます。そうやってどんどんプライバシーが丸裸にされていきます。そのことは折にふれて提起していかないと、あたかも監視カメラがあることによって犯罪が抑止されるかのような宣伝ばかりがなされてしま、非常によくありません。

Nシステムで得た情報を利用すれば、その人の友人や関係者がどこにいるのかとか金のつながりとかが何年もさかのぼって全部わかることになります。たとえば与党の中に裏切り者がいるらしいから会合に出た奴を洗いだそう、となります。権力を欲しいままにする道具としては非常に役に立つ

のです。それが本当の怖さです。

また、警察は「安全」を大義名分に
して「皆さん、写真を撮られるのと犯
罪の被害に遭うのとどちらがいいで
すか」といいます。しかし、犯罪が起
ること自体をカメラが阻止してくれ
るわけではありません。それから、同
じカメラを使うにしても、もっとオー
プンにしてセンサスを得られるよう
にして使うという方法を国民に考え
なくさせます。そういう危険性がある
ということ国民に浸透させていくこ
とが必要だと思います。

第二次Nシステム訴訟に御支援を

浜島望さん（一矢の会）

第14回研究会（2007年1月30日）
で、浜島望さん（一矢の会）に第二
次Nシステム訴訟について報告して
いただきました。

* * * * *

愛媛県警による、Nシステムでと
えられた車のナンバーデータ情報の漏
えい事件（2006年3月）を、私
たちは、全国のドライバーの方たち
の権利が侵害された問題としてとら
え、今年1月17日に、東京地方裁
判所に第二

次のNシステム訴訟を起こしました。
訴訟の内容は、原告12人が、国に
対して、プライバシーの侵害による
慰謝料一人100万円の支払いを
求める損害賠償請求です。

今回の訴訟で私たちが最も重視
していることは、警察による情報
管理のズサンさです。第一次訴訟
の時の「情報管理は万全だ」「デ
ータは一定期間経過後に破棄し
ている」という国・警察側の主張
がまったく虚偽だったことが、
この事件で明らかになりました。
今回は、このような警察のずさん
な情報管理を中心にとりあげて
追及していきたいと思っ
ています。

また、第一次訴訟の時は、Nシ
ステムだけが対象でしたが、今日
では、ドライバーに交通の混雑状
態を知らせるという名目でつけ
られた「Tシステム」とNシステ
ムとが警察の文書で明らかにな
って（1999年）、さらに、交
通信号の柱にカメラだけをつけ、
Nシステムと同じ機能をもたせ
た「簡易型Nシステム」が非常
に増えています。従来2倍から3
倍の数のポイントで車のドライ
バーが常時チェックされており、
ドライバーの人権侵害が非常に
深刻に

警視庁がパトカーに監視カメラを搭載！

パトカーに最新式のビデオカメラを搭載して街角の映像を片っ端から録画する——警視庁がこんな計画をすすめており、2007年度から部分的に実施するといっています（1月10日付 読売新聞夕刊）。都内の全パトカーの半数（約700台）にカメラを搭載し、警察署長が必要と認めた地域で実施するとされ、それ以外の地域でも、パトカーの乗務員の判断で撮影することを認めるというのですから、都内全域で実施されるといえます。しかも、警視庁は「保存の必要がない映像は消去する」と説明していますが、今回のNシステムデータ流出事件で明らかになったように、全く信用できません。「犯罪予防」を名目に、犯罪が現に発生していないのに、街頭や住宅地域を通行する市民や車両を本人の同意なしに撮影録画することは、憲法13条によって保障された肖像権・プライバシーの権利を侵害する違法行為であり、許されません。

なっています。このような問題をも追及していきたく思っています。皆さんのご支援をお願いします。